



5 類移行に伴う外来・入院公費負担 の取扱いについて

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

2023年4月28日

1 外来及び入院医療費公費支援の事務手続きについて

○外来医療費

時期	概要	公費負担者番号	受給者番号
～5/7	交付金による全額公費負担	28140606	9999996
5/8～	治療薬の薬剤費のみ公費負担	<u>28140804</u>	9999996

○入院医療費

	入院開始	概要	公費負担者番号	受給者番号
A	～4/30※ ₁	入院勧告に基づく公費負担 (県or各保健所設置市)	既存の保健所ごとの番号	患者ごと保健所が通知する番号
B	5/1～7※ ₂	交付金による全額公費負担	既存の保健所ごとの番号※ ₃	<u>9999996</u>
C	5/8～	交付金による一部補助	<u>28140705</u>	<u>9999996</u>

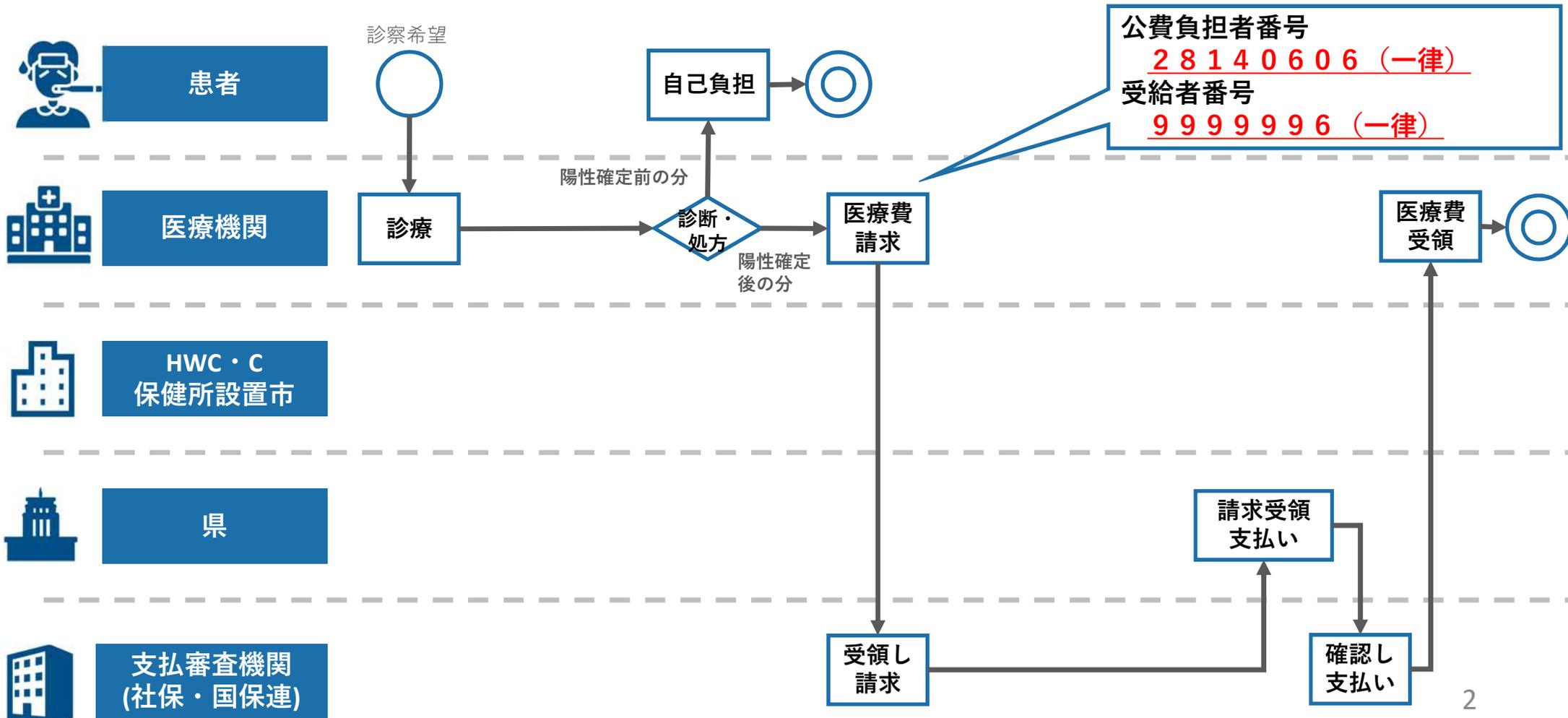
※₁ 5/1以降も引き続き入院する場合、4/30までの入院はAの取扱い、5/1以降の入院はBの取扱い

※₂ 6/1以降も引き続き入院する場合、5/31までの入院はBの取扱い、6/1以降の入院はCの取扱い

※₃ 医療機関の所在地に対応する保健所番号を記載してください。

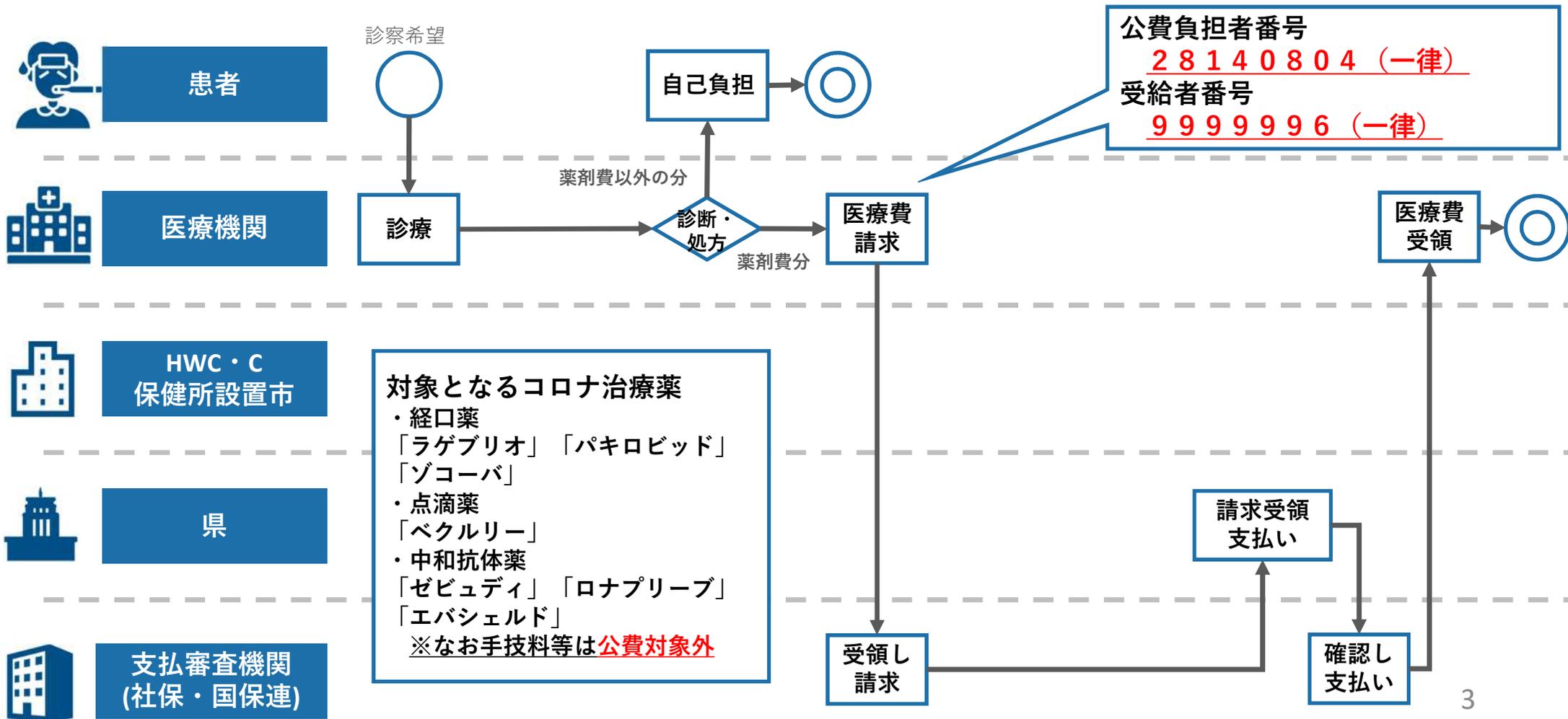
2 外来医療費公費に係る業務フロー（現状～5/7）

- ・ 交付金による全額補助※ ・ 県にて一括支払い ※コロナ陽性確定後の医療費全額



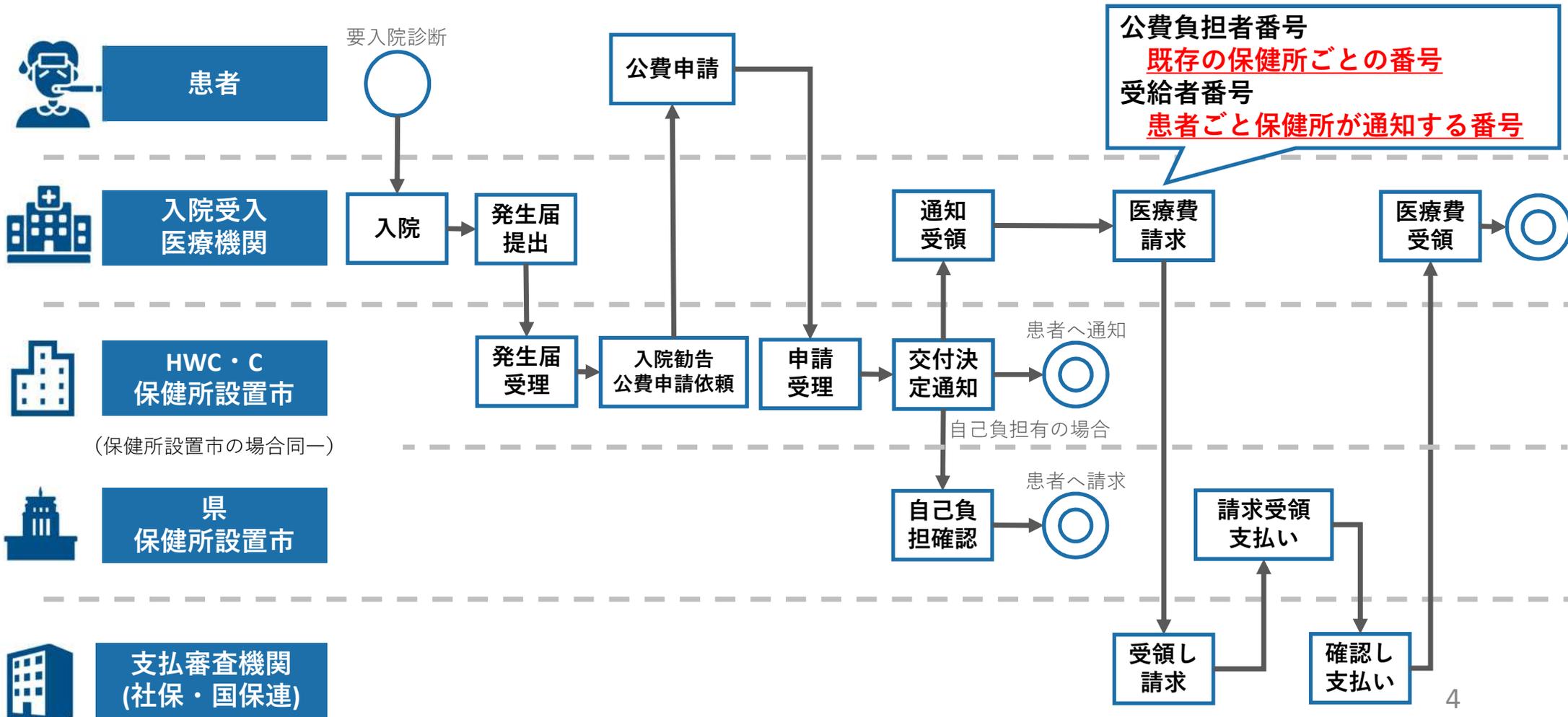
3 外来医療費公費に係る業務フロー（5/8～）

- ・ 交付金による一部補助※ ・ 県にて一括支払い ※対象となるコロナ治療薬の薬剤費のみ公費負担、入院してる者も同様



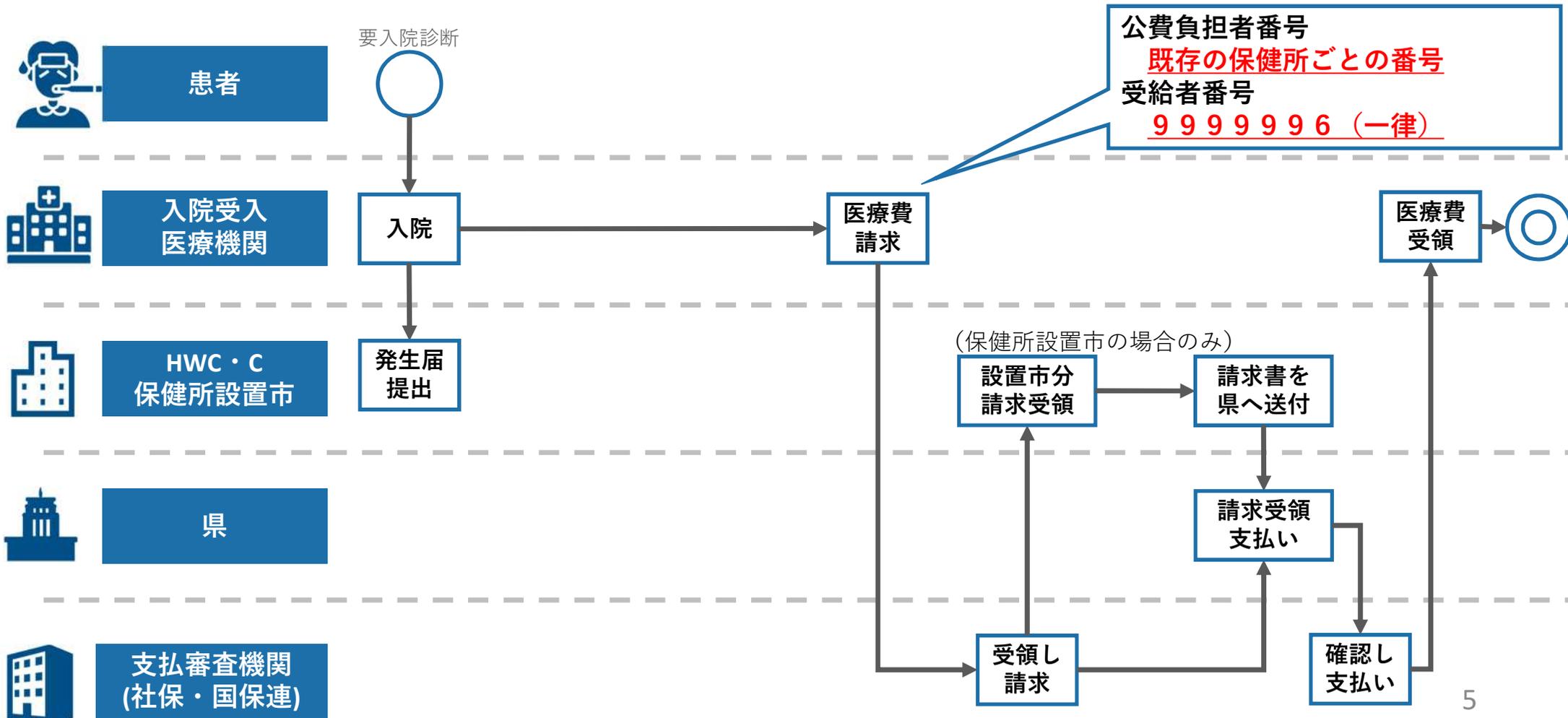
4 入院医療費公費に係る業務フロー（現状～4/30）

- ・感染症法の入院勧告に基づく公費負担
- ・県及び保健所設置市にてそれぞれ費用負担



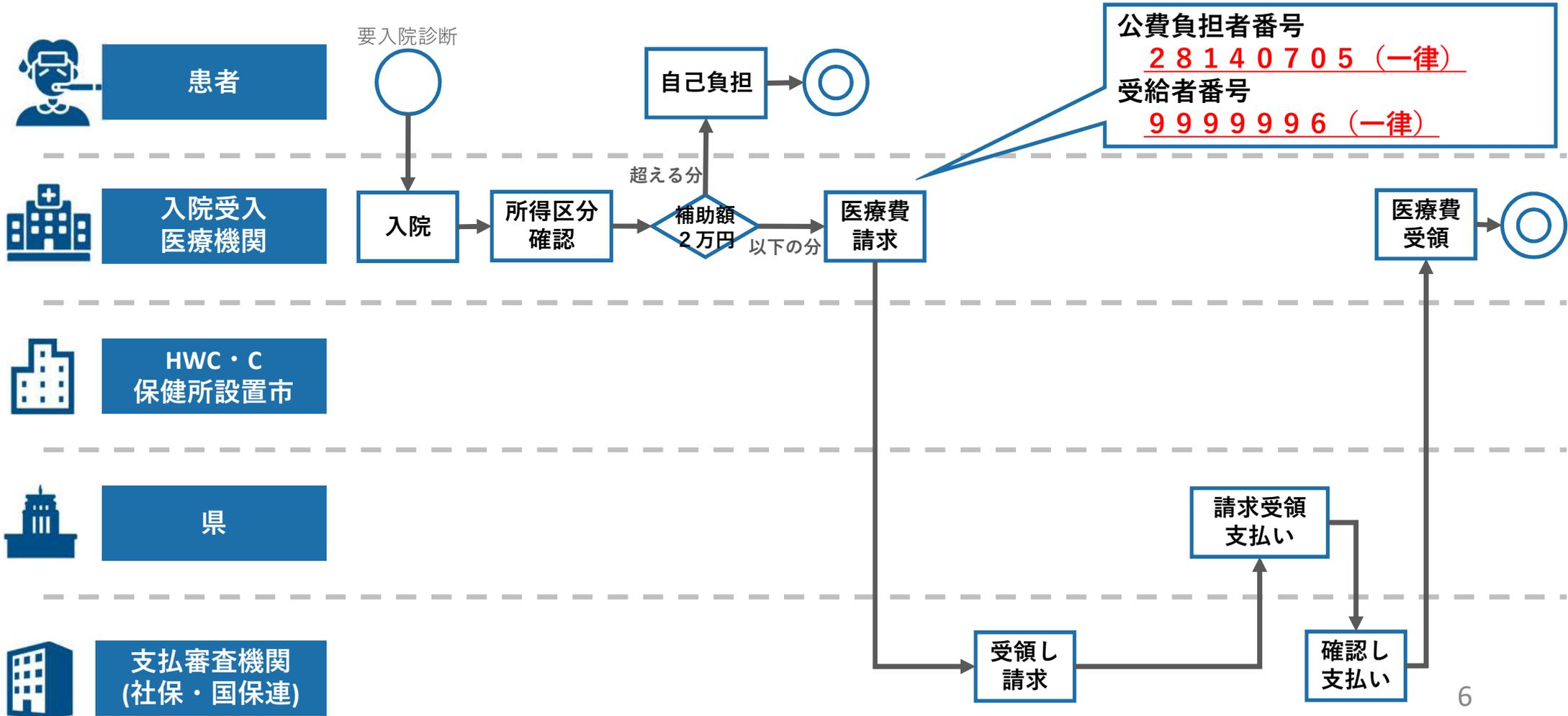
5 入院医療費公費に係る業務フロー（5 / 1～7）

- ・ 交付金による全額公費負担
- ・ 県にて一括支払い（保健所設置市分は県に請求）



6 入院医療費公費に係る業務フロー（5/8～）

- ・ 交付金による一部補助※
- ・ 県にて一括支払い ※高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額（2万円未満の場合はその額）



入院・外来公費に係るQ&A

Q1 5月7日に入院し、入院期間が8日以降に渡った場合の公費適用はどうか？

A1 5月31日までの入院については、緊急包括支援交付金による全額公費負担となります。請求の連絡を受けた保健所設置市等は、当該請求を県に送付し、県が交付金による支払いを行う。6月1日以降も入院が継続する場合は、6月以降の公費対象はP.1記載のとおり一部補助となります。

Q2 公費適用の切り替わりのタイミングはいつか？

A2 5月7日の24時（8日の0時）時点で切替えとなります。患者が医療を開始されたタイミングを起点として、公費の適用をする。詳細な診療報酬の算定に関わることを確認したい場合は、実例をもって厚労省保険医療課に確認していただくようお願いします。

Q3 国が買い上げている薬剤の公費支援の取扱いはどうか？

A3 国が買い上げ、希望する医療機関等に無償で配分している薬剤については、引き続き薬剤費は発生しません。一般流通し、国による配分が終了した薬剤については、薬剤費のみが公費対象となります。

Q4 公費番号をまたいだ場合のレセプト請求について

A4 国において調整中のため、追って県あて通知される見込みです。